

## 首都圏空港道路ネットワーク検討分科会規約（案）

## （趣旨）

第1条 本規則は、「千葉県道路協議会」（以下「協議会」という。）規約第3条第7項に基づいて設置する「首都圏空港道路ネットワーク検討分科会」（以下「分科会」という。）の組織、委員、庶務、その他の事項に関して必要な事項を定める。

## （目的）

第2条 分科会は、成田空港の機能強化の効果を広域的に波及させ、羽田空港との連携強化を図る広域道路ネットワーク（以下、首都圏空港道路ネットワーク）のあり方について、関係機関相互の調整を図りつつ検討し、今後の方針の立案を行うことを目的とする。

## （所掌事項）

第3条 分科会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌するものとする。

- （1）広域道路ネットワークや周辺地域の交通状況の把握
- （2）広域道路ネットワークや周辺地域における課題の調査・分析
- （3）首都圏空港道路ネットワークの必要性・効果の検討
- （4）協議会への検討状況等の報告
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

## （組織）

第4条 分科会は、第2条の目的を達成するために各種関係団体、各行政機関等をもって組織する。

2. 分科会には会長を置き、会長は千葉県県土整備部道路計画課長とする。
3. 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名したものが、その職務を代行する。
4. 分科会の構成は、別表－1のとおりとする。  
ただし、必要に応じ会長が指名する者を分科会に参加させることができる。

## （事務局）

第5条 分科会の運営に係わる事務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 事務局は、千葉県県土整備部道路計画課に置くものとする。

## （規則の改正）

第6条 本規則の変更は、本分科会の議決によらなければならない。

## （補足）

第7条 本規則に定めるものの他必要な事項はその都度協議して定める。

## （附則）

この規約は令和6年9月 日から施行する。